◎新潟県告示第731号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第1項の規定により、 公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成29年6月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	37者	下相川大坪970番ほか381筆 67.3ha
新発田市	15者	下中ノ目昼塚2036番ほか168筆 23.5ha
阿賀野市	3者	下黒瀬古田2378番ほか75筆 7.6ha
胎内市	5者	乙大河原2323番 1 ほか74筆 6.8ha
聖籠町	5者	二本松川田2297番 1 ほか39筆 3.9ha
新潟市	16者	北区大月真那板倉甲413番ほか158筆 14.1ha
五泉市	3者	五泉芋子江448番ほか37筆 3.6ha
燕市	7者	小牧外畑661番4ほか161筆 13.2ha
弥彦村	1者	弥彦島崎1842番ほか26筆 2.1ha
長岡市	51者	高島町牛池1328番 1 ほか777筆 63.4ha
十日町市	3者	坪山4番ほか16筆 2.5ha
津南町	1者	下船渡甲3823番ほか7筆 0.4ha
刈羽村	2者	刈羽荒田4711番1ほか4筆 1.0ha
上越市	25者	長者町押廻し375番 1 ほか212筆 23.4ha
妙高市	1者	三ツ俣塔ノ腰378番ほか2筆 0.5ha
佐渡市	17者	城腰神子沢347番4ほか98筆 11.9ha
合 計	192者	2, 251筆 245. 1ha

2 申請年月日

平成29年5月31日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課 新潟県新潟地域振興局農業振興部企画振興課 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課 新潟県長岡地域振興局農業振興部企画振興課 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課 新潟県中崎地域振興局農業振興部企画振興課 新潟県上越地域振興局農業振興部企画振興課 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課 新潟県上越地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。